

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都港区芝公園二丁目番 4 番 1 号

（名称）株式会社SBR（旧商号 株式会社テレウェイヴ）

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 41 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 600 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 4 月 26 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 2 月 23 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号に本店を置き、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表の第 2 欄に掲げる年月日に、同表の第 3 欄に掲げる事由により、同表の第 4 欄に掲げる被審人の連結会計期間、中間連結会計期間、四半期連結会計期間又は四半期連結累計期間につき、同表の第 6 欄に掲げる内容を記載するなどした同表の第 5 欄に掲げる財務計算に関する書類を掲載した同表の第 1 欄に掲げる有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出したものである。

番号	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄 (注)
1	第11期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成20年1月4日	貸倒引当金の過小計上 売上の過大計上等	平成19年4月1日～平成19年9月30日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲3,776百万円であるところを▲1,643百万円と記載
2	第11期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成20年6月30日	貸倒引当金の過小計上 売上の過大計上等	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲6,437百万円であるところを▲3,533百万円と記載
3	第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年8月14日	貸倒引当金の過小計上 売上の過大計上等	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲580百万円であるところを106百万円と記載
				平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が12,659百万円であるところを16,223百万円と記載
4	第12期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成20年11月14日	貸倒引当金の過小計上 売上の過大計上等	平成20年4月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,476百万円であるところを▲30百万円と記載
				平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が11,732百万円であるところを16,057百万円と記載
5	第12期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年2月13日	貸倒引当金の過小計上 売上の過大計上等	平成20年4月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲3,561百万円であるところを▲1,651百万円と記載
				平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,402百万円であるところ、14,190百万円と記載

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

○ 法令の適用

番号 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文

番号 1 及び同 2 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

番号 3 から同 5 まで

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 3 から同 5 までは、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

○ 課徴金の計算の基礎

番号 1 及び同 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、被審人の第 11 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（742,337 円）

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である
1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000円
となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第11期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

となる。

番号3から同5まで

旧金融商品取引法第172条の2第2項の規定により、被審人の第12期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3四半期報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（266,736円）

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、

第1四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

第2四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

第3四半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である
1,500,000円

となるが、第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書が、いずれも第12期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

第2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

第3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

となる。